

重要

防犯カメラ設置を検討の自治会長さま 必ずお読みください

## 自主防犯活動支援事業補助金(防犯カメラ)の申請手順一が変わります！

令和8年度より、防犯カメラの補助金の申請手順が変わります。 県補助金活用のため、申請時期、事業実施時期にご注意ください。

### 対象経費

資機材整備事業に要する経費 (防犯カメラ)

### 補助率

対象経費の2/3 (上限額10万円) ※初回のみ

※既にこの補助金を受けたことのある自治会等は、補助率1/3(上限10万円)となります。

### 申請期間

令和8年4月1日～令和8年5月31日 予算に達し次第、受付終了となります。  
(令和8年度は8団体分の予算となります。申請は先着順です)

### 注意点

令和8年度から申請手順が大きく変わります。

【変更点①】 申請期間が4月1日～5月31日までの2か月間のみとなります。

→ 5月31日時点で予算残がある場合は、追加募集をする場合があります。

【変更点②】 予算の範囲内で受付を行います、先着順(8団体)となります。

→ 予算上限に達し次第、受付終了となります。

【変更点③】 4月に申請をされても事業を実施できるのは7月ごろになります。

→ 5月末までの申請期間に受付したものを県に送り、県の交付決定後に、市から自治会への補助金交付決定となります。事業を実施できるのは7月ごろです。

自主防犯活動支援事業補助金で対象となる防犯カメラ以外の、その他「自主防犯計画づくり事業に要する経費」や「自主防犯活動事業に要する経費」「資機材整備事業に要する経費」については、従来通り随時受付となります。(予算の範囲内)

補助金の詳細はこちらをご確認ください ▶

【自主防犯活動支援事業補助金】

